

令 和 3 年

# 地方公務員給与の実態

——令和3年4月1日地方公務員給与実態調査結果——

総務省



## まえがき

この度、令和3年4月1日現在で行われた地方公務員給与実態調査の結果がまとまり、「令和3年地方公務員給与の実態」として刊行することになりました。

地方公務員給与実態調査は、地方公務員の給与等の実態を明らかにし、併せてその制度の基礎資料を得ることを目的として行っているものであり、今回の調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく5年に1回の基幹統計の補充調査として行われたものです。

地方公務員の給与については、各地方公共団体において、適正化のために種々の努力が払われてきており、多くの団体において、その成果があげられてきているところですが、なお一部の団体においては、給与制度・運用及び諸手当に問題が残されております。地方行財政を取り巻く環境は極めて厳しい状況であり、また地方分権の進展に伴って、地方公共団体の果たす役割はますます重要となった今日、地方行政に対する住民の期待に応えるためにも、従来に増して適正化のための努力が必要であると考えられます。

本書では、調査結果のほか、令和3年における地方公務員の給与制度をめぐる動きや給与改定等の状況及び国家公務員給与等実態調査資料等を併せて掲載し、利用の便を図っております。

今回の調査に当たって御協力いただいた各地方公共団体及びその他関係者の皆様に厚くお礼申し上げます。

令和4年6月

総務省自治行政局公務員部給与能率推進室長

小岩 正貴



## 目 次

令和3年地方公務員給与実態調査調査要領	1
<b>第1 調査結果の概要</b>	
I 一般職関係	
一 職 員 数	
1 団体区分別職員数	33
2 職員区分別職員数	34
3 職種別職員数	36
4 部門別職員数	38
二 職 員 構 成	
1 団体区分別、年齢別職員構成	39
2 職種別、年齢別職員構成	41
3 高齢職員の状況	42
4 団体区分別、経験年数別職員構成	45
5 職種別、学歴別職員構成	46
三 平均給料月額	
1 団体区分別、職種別平均給料月額	47
2 団体区分別、経験年数別平均給料月額	47
3 団体区分別、年齢別平均給料月額	52
四 諸 手 当	
1 職種別平均諸手当月額	53
2 団体区分別諸手当の支給状況	53
3 職種別諸手当支給職員	55
五 初任給基準	56
六 採用と退職	
1 採用者数	58
2 退職者数	61
3 退職手当額	64
七 地方公務員の給与水準	
1 団体区分別ラスパイレス指数	66
2 団体区分別ラスパイレス指数分布状況	66
II 特別職関係（教育長を含む）	
一 知事、市区町村長等の平均給料月額	70
二 議會議員の平均報酬月額	70
三 公営企業管理者及び教育長の平均給料月額	70

## 第2 統 計 表

### I 一般職関係（教育長を除く）

#### 第1表 職 員 数

##### 1 団体区分別

(1) 全地方公共団体	74
(2) 都道府県	75
(3) 市区町村組合計	76
(4) 指定都市	77
(5) 市	78
(6) 町 村	79
(7) 特 別 区	80
(8) 一部事務組合等	81

##### 2 都道府県別（職員区分別）

(1) 都道府県	82
(2) 指定都市	92
(3) 市	94
(4) 町 村	104
(5) 一部事務組合等	114

#### 第2表 部門別職員数（第1表の区分番号1. 2. 24の内訳）

##### 1 団体区分別

(1) 全地方公共団体	124
(2) 都道府県	125
(3) 市区町村組合計	126
(4) 指定都市	127
(5) 市	128
(6) 町 村	129
(7) 特 別 区	130
(8) 一部事務組合等	131

##### 2 都道府県別

(1) 都道府県	合 計	132
	本庁関係職員	134
	施設関係職員	136
	その他関係職員	138
(2) 指定都市	合 計	140
	本庁関係職員	140
	施設関係職員	141
	その他関係職員	141

(3) 市	合 計	144
	本庁関係職員	146
	施設関係職員	148
	その他関係職員	150
(4) 町 村	合 計	152
	本庁関係職員	154
	施設関係職員	156
	その他関係職員	158
(5) 一部事務組合等	合 計	160
	本庁関係職員	162
	施設関係職員	164
	その他関係職員	166

第3表 職種別、年齢別職員数

1 団体区分別		
(1) 全地方公共団体		168
(2) 都道府県		170
(3) 市区町村組合計		172
(4) 指定都市		174
(5) 市		176
(6) 町 村		178
(7) 特別区		180
(8) 一部事務組合等		182
2 都道府県別		
(1) 都道府県		184
(2) 指定都市		197
(3) 市		201
(4) 町 村		213
(5) 一部事務組合等		225

第4表 初任給

1 都道府県別		
(1) 都道府県		239
(2) 指定都市		241
(3) 市		242
(4) 町 村		246
2 初任給段階別、都道府県別団体数（一般行政職）		
(1) 市		250
(2) 町 村		253

第5表 職種別職員の平均給与額

1 団体区分別	
(1) 全地方公共団体	259
(2) 都道府県	261
(3) 市区町村組合計	263
(4) 指定都市	265
(5) 市	267
(6) 町 村	269
(7) 特別区	271
(8) 一部事務組合等	273
2 都道府県別	
(1) 都道府県	275
(2) 指定都市	281
(3) 市	283
(4) 町 村	289
(5) 一部事務組合等	294

第6表 職種別、経験年数別、学歴別職員数及び平均給料月額

1 団体区分別	
(1) 全地方公共団体	301
(2) 都道府県	303
(3) 指定都市	305
(4) 市	307
(5) 町 村	309
(6) 特別区	310
2 都道府県別	
(1) 都道府県	312
(2) 指定都市	337
(3) 市	345
(4) 町 村	356

第7表の1 職種別、年齢別、学歴別職員数及び平均給料月額

(1) 全地方公共団体	364
(2) 都道府県	365
(3) 指定都市	366
(4) 市	367
(5) 町 村	368
(6) 特別区	369

**第7表の2 職種別、年齢別、学歴別職員数及び平均給与月額**

(1) 全地方公共団体	370
(2) 都道府県	371
(3) 指定都市	372
(4) 市	373
(5) 町 村	374
(6) 特別区	375

**第8表 都道府県別、職員区分別、学歴別採用職員数**

(1) 都道府県	379
(2) 指定都市	381
(3) 市及び特別区	382
(4) 町 村	384

**第9表の1 団体区分別、職員区分別、退職事由別、年齢別退職者数及び退職手当額**

(1) 全地方公共団体	389
(2) 都道府県	397
(3) 指定都市	403
(4) 市	409
(5) 町 村	415
(6) 特別区	421

**第9表の2 団体区分別、職員区分別、退職事由別、年齢別退職者数及び退職手当額**

(定年退職—再掲)

(1) 全地方公共団体	427
(2) 都道府県	428
(3) 指定都市	429
(4) 市	430
(5) 町 村	431
(6) 特別区	432

**第9表の3 都道府県別、退職事由別退職者数（全職員）**

(1) 都道府県	433
(2) 指定都市	434
(3) 市	436
(4) 町 村	437

**第9表の4 都道府県別、職員区分別退職者数**

(1) 都道府県	438
(2) 市	439
(3) 町 村	440

## II 特別職関係（教育長を含む）

### 第10表 特別職に属する職員の定数及び平均給料（報酬）月額

1 団体区分別	
(1) 都道府県及び指定都市	443
(2) 市及び町村	444
(3) 特 別 区	445
2 都道府県別	
(1) 都 道 府 県	446
(2) 指 定 都 市	449
(3) 市	451
(4) 町 村	454

(以下別冊)

### 第3 都道府県別、市区町村別給与等の一覧表

1 都道府県の職員数及び平均給料（報酬）月額等	2
2 指定都市の職員数及び平均給料（報酬）月額等	4
3 市区町村別職員数及び平均給料（報酬）月額等	6

### 第4 参 考 資 料

1 地方公務員給与制度関係資料（令和3年）	68
2 令和2年度における給与改定等の状況（令和3年4月1日調べ）	90
3 令和2年度における給与適正化の状況（令和3年4月1日調べ）	91
4 国家公務員給与等実態調査関係資料（令和3年）	92
5 地方財政と人件費	101

### 【図表索引】

図一 1 総職員数の団体区分別構成	33
図一 2 総職員数の職員区分別構成	34
図一 3 団体区分別職員数の職種別構成	37
図一 4 平均年齢の推移（一般行政職）	39
図一 5 団体区分別、年齢別職員構成（一般行政職）	40
図一 6 職種別、年齢別職員構成（全地方公共団体）	42
図一 7 団体区分別、年齢別平均給料月額（一般行政職・全学歴）	52
図一 8 職員区分別、退職事由別1人当たり平均退職手当額（全地方公共団体） (退職手当を支給された者)	65
表一 1 団体区分別、職員区分別職員数の推移（全会計）	35
表一 2 職種別職員数の状況（全地方公共団体）	36
表一 3 部門別職員数の状況（全地方公共団体）	38
表一 4 平均年齢の推移（一般行政職）	39

表一5 団体区別、年齢別職員数の状況（一般行政職）	40
表一6 団体区別、年齢別職員数の状況（全職種）	42
表一7 団体区別、年齢別職員数の状況（一般行政職）	43
表一8 団体区別、年齢別職員数の状況（技能労務職）	44
表一9 団体区別、経験年数別職員数の状況（一般行政職）	45
表一10 職種別、学歴別職員数構成（全地方公共団体）	46
表一11 団体区別、職種別平均給料月額等の状況（全会計）	48
表一12 団体区別、経験年数別平均給料月額 一般行政職（大学卒）	50
表一13 団体区別、経験年数別平均給料月額 一般行政職（高校卒）	51
表一14 職種別平均給料月額及び諸手当月額（全地方公共団体）	54
表一15 職種別諸手当の支給職員の割合	55
表一16 団体区別、採用方法別、学歴別初任給の国との比較（一般行政職） （初任給基準による区分）	56
表一17 団体区別、職種別初任給基準額	57
表一18 団体区別、職員区別採用者数の推移	59
表一19 団体区別、職員区別4月1日採用者数の推移	60
表一20 団体区別、年齢別採用者数	60
表一21 団体区別、職員区別退職者数の推移	62
表一22 年齢別退職者数の推移（全地方公共団体）	63
表一23 団体区別、退職事由別退職者数	63
表一24 団体区別、年度別一般職員の勤続25年以上の定年又は応募認定退職者1人 当たり退職手当額	65
表一25 団体区別ラスパイレス指数（一般行政職）	67
表一26 団体区別ラスパイレス指数の分布状況（一般行政職）	68
表一27 団体区別の二役、議員、公営企業管理者及び教育長の平均給料（報酬） 月額の推移	71



## 令和3年地方公務員給与実態調査 調査要領

### I 調査対象団体等

都道府県、指定都市、市、町村、特別区及び特定地方独立行政法人（設立した地方公共団体において調査する。）

### II 調査項目（調査表）

#### 1 一般職

##### (1) 職員数

- 1 職員数に関する調（01表）
- 2 部門別職員数に関する調（02表）
- 3 職種別、年齢別職員数に関する調（05表）

##### (2) 初任給基準及び給与額

- 4 初任給基準に関する調（~~01~~08表、~~01~~09表）
- 5 職種別職員数及び給与額に関する調（12表）
- 6 経験年数別、学歴別職員数及び給料月額に関する調（~~14~18、31~37表、40表、41表、~~14~17、31~37表、40表、41表、~~14~16、31~37表、40表、41表~~）
- 7 年齢別、学歴別職員数及び給料月額に関する調（27~28表）
- 8 年齢別、学歴別職員数及び給与月額に関する調（38~39表）

##### (3) 採用者数、退職者数及び退職手当額

- 9 職員区分別、学歴別、年齢別採用職員数に関する調（19表）
- 10 退職事由別、年齢別退職者数及び退職手当額に関する調（~~20~24、29~30表、~~20~21、23~24、29~30表）

#### 2 特別職

- 11 特別職に属する職員等の定数及び給料（報酬）額に関する調（~~25表、~~26表）

#### 3 その他

- 12 給料表別、級号給別職員数及び給料月額に関する調（附表）（都道府県及び指定都市のみ記載）

### III 調査期日

令和3年4月1日

### IV 調査表等の提出期日（別途通知）

### V 各調査表の記載要領

**条件コード表関係 (00表)** (市町村は、1 「団体コード」及び6 「地域手当導入番号」を記載のこと。)

1 「団体コード」は、「全国地方公共団体コード」(令和3年4月1日現在総務省編)により記載すること  
(以下各表について同じ。)。

2 「団体区分番号」は、次表により記載すること。

団体区分	団体区分番号	
都道府県	1	
指定都市	2	
市	3	
町 村	4	
特別区	5	

} (記載の要なし)

3 「交付・不交付番号」は、令和2年度地方交付税の交付団体は1、不交付団体は2と記載すること。

4 「財政力指数番号」は、次表により記載すること。

なお、財政力指数は、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律第2条第1項の例により計算すること。なお、基準年度は平成30～令和2年度とする。

財政力指数区分	財政力指数区分番号
1.00以上	1
0.70以上1.00未満	2
0.50 ≈ 0.70 ≈	3
0.30 ≈ 0.50 ≈	4
0.30未満	5

5 「寒冷地手当支給地域番号」は、次表により記載すること。

なお、寒冷地手当支給地域区分は、当該団体の本庁所在地について、「国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表」の支給地域の区分によること。

寒冷地手当支給地域区分	寒冷地手当支給地域区分番号
1 級 地	1
2 級 地	2
3 級 地	3
4 級 地	4
無	0

6 「地域手当導入番号」は、地域手当を支給している団体については1、支給していない団体は2と記載すること。都道府県（市区町村）内に支給地域を設定しておらず、地域手当の支給が医療職（一）適用職員や東京事務所職員、他支給地域に派遣している職員等のみの場合も1と記載する。

#### 職員数に関する調（01表）

本表は、一般職に属する職員について、令和3年4月1日現在の在職者（4月1日における休職者、停職者、育児休業者、組合専従者及び4月1日採用者等を含み、4月1日付けの退職者を除くこと。以下02～18表、27～28表及び31～39表について同じ。）数（08表、09表、19表、25表及び26表を除き、再任用職員（短時間勤務職員を除く（一般任期付短時間職員を含む。）及び勤務延長職員を含む。）を職員区分及び行政部門別に調査するものであること。

なお、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「地方育休法」という。）第10条第1項に規定する育児短時間勤務職員（常勤職員）（以下「育児短時間勤務職員」という。）については調査対象に含まれるが、地方育休法第18条第1項の規定により採用された短時間勤務職員（非常勤職員）については、調査対象から除くこと。

また、同一の職に2人の育児短時間勤務職員を任用（並立任用）する場合は、それぞれの職員について調査表を記入すること。

#### （表頭部分）

- 1 「一般職員」の欄には、「教育公務員」、「警察官」及び「臨時職員」の欄に該当する職員以外の常勤の職員を記載すること。
- 2 「教育公務員」の欄には、教育公務員特例法第2条第1項に規定する教育公務員のうち、常勤の職員（公立学校の学長、校長（園長を含む。）、教員及び部局長並びに教育委員会の専門的教育職員）及び同法施行令第9条から第11条までに規定する常勤の職員（公立大学の助手、公立大学以外の公立学校の助手、実習助手、寄宿舎指導員並びに公立の専修・各種学校の校長及び教員）を記載すること。
- 3 「警察官」の欄には、警察法第56条第2項に規定する地方警察職員のうち、警察官である常勤の職員を記載すること。

- 4 「一般職員のうち技能労務職員」の欄には、「一般職員」の欄に記載された職員のうち、地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される者を内書きとして再掲すること。なお、「公営企業会計関係」の欄についても同様であること。
  - 5 「臨時職員」の欄には、一般職に属する臨時の任用職員のうち、常時勤務に服することを要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が令和3年4月1日現在において引き続いて12月を超える職員のみを記載すること。
  - 6 「再任用職員」の欄には、令和3年4月1日現在において、地方公務員法第28条の4の規定等により任用されている常勤の職員で再掲の数値を記載すること。
  - 7 「勤務延長職員」の欄には、地方公務員法第28条の3の規定により任用されている職員で再掲の数値を記載すること。

(表側区分)

- 8 職員の会計区分は次によること。

会計区分	対象範囲
1 普通会計関係	2に掲げる以外の職員
(1)公営企業 会計関係 <u>(地方公営企業法の全部を適用している事業)</u>	<p>下記の事業に係る職員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 水道事業（簡易水道事業を除く。）</li> <li>② 工業用水道事業</li> <li>③ 交通事業（軌道事業、自動車運送事業、鉄道事業）</li> <li>④ 電気事業</li> <li>⑤ ガス事業</li> <li>⑥ 上記事業のほか、<u>地方公営企業法第2条第3項の規定に基づき条例又は規約の定めるところにより、同法第4章（職員の身分取扱）の規定が適用される事業</u></li> </ul>
2 公営事業会計関係  (2)その他の公営企業会計関係 <u>(地方公営企業法の財務規定等のみを適用している事業及び法</u>	<p>下記の事業に係る職員 <u>(上記(1)の⑥に該当する事業を除く。)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 簡易水道事業</li> <li>② 船舶運航事業</li> <li>③ 電気事業（地方公営企業法の適用を受けずに特別会計を設置しているものに限る。）</li> <li>④ 病院事業（原則として医療法第1条の5に規定する病院を運営する事業。ただし、公立大学附属病院等の主として一般行政上の目的から経営している病院を除く。）</li> <li>⑤ 下水道事業（公共下水道事業（特定公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を含む。）、流域下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、林業集落排水事業、簡易排水事業、小規模集合排水処理事業、特定地域生活排水処理事業及び個別排水処理事業）</li> <li>⑥ 港湾整備事業（埋立事業並びに荷役機械、上屋、倉庫、貯木場及び船舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業に限る。）</li> <li>⑦ 市場事業</li> <li>⑧ 牲畜場事業</li> </ul>

非適用事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑨ 観光施設事業（休養宿泊施設事業、索道事業（ロープウェイ、スキーリフト等）及びその他観光事業）</li> <li>⑩ 宅地造成事業（住宅造成事業、臨海土地造成事業、その他造成事業）</li> <li>⑪ 有料道路事業（観光地有料道路事業を含む。）</li> <li>⑫ 駐車場整備事業（観光地駐車場整備事業を含む。）</li> <li>⑬ 介護サービス事業（指定介護5施設（指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター、指定訪問看護ステーション）に限る）</li> <li>⑭ その他、地方公営企業法第2条第3項の規定に基づき条例又は規約の定めるところにより、同法の財務規定等のみを適用している事業</li> </ul>
(3) そ の 他 事 業 関 係	<p>下記の事業に係る職員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 公立大学附属病院事業（普通会計に属する職員は除く。）</li> <li>② 収益事業（競馬、競輪、モーターボート競走、小型自動車競走及び宝くじの各事業）</li> <li>③ 国民健康保険事業（直診勘定に係る医療法第1条の5に規定する病院を除く。）</li> <li>④ 老人保健医療事業</li> <li>⑤ 農業共済事業</li> <li>⑥ 交通災害共済事業（地方公共団体が条例等により直接行うもの。）</li> <li>⑦ 介護保険事業</li> <li>⑧ 後期高齢者医療事業</li> </ul>

9 「消防関係」の欄には、消防本部、消防署及び消防団に勤務する職員について記載すること。

10 「教育関係」の欄には、教育委員会の事務局、学校（大学附属病院（普通会計関係に限る。）を含む。）、図書館、博物館、公民館、その他の教育機関及び施設に勤務する職員について記載すること。

なお、市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条に規定する職員（以下「県費負担教職員」という。）については、都道府県で調査すること。

(1) 「義務教育」の欄には、小学校、中学校及び特別支援学校の小学部・中学部に勤務する職員をそれぞれの該当する欄に記載すること。

なお、「枠外」の欄には、本来、義務教育費国庫負担法の規定により、給与の一部が国の負担の対象となる職員（校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、学校栄養職員及び事務職員をいう。）のうち、当該給与の一部が負担されていない職員（いわゆる枠外職員）を記載すること。ただし、都道府県において任用した者については都道府県で、市町村において任用した者については市町村で調査すること。

(2) 「その他の教育」の欄には、高等学校、大学（短期大学を含む。）、特別支援学校（高等部、幼稚部）及びその他の学校（高等専門学校、専修学校、各種学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園（幼稚園教諭））に勤務する職員を記載すること。

(3) 「学校以外の教育関係」の欄には、教育委員会の事務局、図書館、博物館、公民館、その他の教育機関及び施設に勤務する職員を記載すること。

なお、教育委員会の事務局に勤務する指導主事のうち地方教育行政の組織及び運営に関する法律第19条第4項後段の規定により学校の教員をもって充てられている者（以下「充て指導主事」とい

う。) については、教員としてその者の属する当該学校の欄に記載すること。

11 「警察関係」の欄には、警視庁、道府県警察本部、市警察部及び警察署等に勤務する職員を記載すること。

12 「介護保険事業」に係る職員の取扱いについては、団体が自ら保険者となって介護保険料を徴収し、介護保険事業を行っている場合には「公営事業会計関係」に、そうでない場合には「普通会計関係」に整理すること。

なお、「公営事業会計関係」内の区分については、5施設（指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター、指定訪問看護ステーション）により介護サービスを提供している場合は、「その他公営企業会計関係」に、5施設以外の場合には、「その他事業関係」に整理すること。

13 「後期高齢者医療広域連合」に係る職員の取扱いについては、「公営事業会計関係」の「その他事業関係」(⑧後期高齢者医療事業)に整理すること。

14 「特定地方独立行政法人」の欄には、特定地方独立行政法人に勤務する職員を記載すること。

15 兼務等により、2以上の欄にわたる職員については、**当該職員の本務**によって、該当欄に記載すること。

なお、本務、兼務の区分は、発令されている辞令によることとし、辞令で区分できない場合は支給されている給料月額の多い方（主たる業務により判断）によること（以下同じ。）。

#### 部門別職員数に関する調（02表）

本表は、01表職員数に関する調の内訳として「一般行政関係」、「消防関係」及び「教育関係」の「学校以外の教育関係」の欄に記載した職員（再任用職員及び勤務延長職員を含む。）について調査するものであること。

##### (表頭区分)

1 「本庁関係職員」の欄には、地方自治法第4条に規定する事務所（都道府県庁、市役所、特別区の区役所及び町村役場）に勤務する職員を記載すること。

2 「施設関係職員」の欄には、地方自治法第244条に規定する公の施設及び試験研究機関等に勤務する職員を記載すること。この職員を例示すれば、おおむね次のとおりであること。

公会堂・市民（県民）会館・産業会館等の各種会館、更生施設・医療保護施設・授産施設等の生活保護施設、助産施設・母子生活支援施設・保育所・知的障害児施設・肢体不自由児施設等の児童福祉施設、母子福祉センター・母子休養ホーム等の母子福祉施設、母子健康センター等の母子保健施設、養護老人ホーム・老人福祉センター等の老人福祉施設、肢体不自由者更生施設・身体障害者授産施設等の身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、診療所（その他会計に属するものを除く。）、し尿・ごみ・じんあい等の処理施設、火葬場、職業能力開発施設、公園施設、体育館・野球場・競技場等の体育施設、図書館・博物館・公民館等の社会教育施設等の各施設、農林水産の試験場・研究所及び公害・衛生研究所等の各種試験・研究機関に勤務する職員

なお、「清掃職員」、「給食センター関係」、「普及指導員等」及び「土木工夫」については、「本庁関係

職員」及び「その他関係職員」であっても「施設関係職員」に含めるものであること。

3 「その他関係職員」の欄には、地方自治法第155条に規定する支庁、地方事務所、支所、出張所及び同法第156条に規定する保健所、労政事務所、福祉事務所、税務事務所、婦人相談所、児童相談所、病害虫防除所、家畜保健衛生所、繭検定所、計量検定所等の行政機関のほか東京事務所、農林事務所、土木事務所、教育事務所等の出先機関に勤務する職員を記載すること。

また、指定都市の区役所に勤務する職員についてもこの欄に記載すること。

4 「一般職員等」とは、01表職員数に関する調の「一般職員」と「学校以外の教育関係」の「教育公務員」を、「一般職員等のうち技能労務職員」とは、01表の「一般職員のうち技能労務職員」を、「臨時職員」とは、01表の「臨時職員」をそれぞれいうものであること。

5 「事業費支弁職員」とは、令和3年4月分の給料が、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費に含めて（支出費目は、事務費、事業費の別を問わない。）支出されている職員をいうものであり、「一般職員等」又は「臨時職員」の欄に記載された職員の内書きとして記載すること。

なお、手当のみが事業費で支出されている場合は対象に含まないこと。

#### (表側区分)

6 「議会関係」、「総務関係」等の欄は、地方自治法施行規則第15条第1項の別記（歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分）の区分（学校教育関係及び警察関係を除く。）によること。

ただし、「総務関係」の欄には、「税務関係」を除いたものを記載すること。

(1) 「保育所職員」の欄には、児童福祉法第39条に規定する保育所（認可されたものに限る。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園に勤務する職員（保育士）を記載すること。

(2) 「社会福祉施設職員」の欄には、社会福祉法第2条に規定する施設（保育所及び幼保連携型認定こども園を除く。）に勤務する職員を記載すること。

(3) 「清掃職員」の欄には、ごみ（し尿）収集運搬車の運転手、収集作業員及びごみ（し尿）処理施設に従事する技能労務職の職員のみ（清掃事業の現場の職員に限る。）を記載すること。したがって、施設において、会計事務、計量事務を本務とする職員及び庁舎内等の清掃職員は該当しないものであること。

(4) 「保健所職員」の欄には、地域保健法第5条に規定する保健所に勤務する職員を記載すること。

(5) 「普及指導員等」の欄には、農業普及指導員、林業普及指導員及び水産改良普及員（農業改良助長法第8条、森林法第187条）を記載すること（都道府県のみ）。

(6) 「土木関係」の「土木工夫」の欄には、勤務公署のいかんにかかわらず、旧単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員の範囲を定める政令（昭和26年政令第25号）第2号に掲げる土木工夫に相当する職員を記載すること。

(7) 「消防関係」の欄には、消防本部、消防署及び消防団に勤務する職員を記載すること。

なお、消防本部に勤務する職員は、「本庁関係職員」の欄に、その他の消防職員は「その他関係職員」の欄に記載すること。

(8) 「教育関係」の欄には、01表職員数に関する調の「教育関係」の「学校以外の教育関係」の欄に記載された職員を記載すること。

7 新規採用者の部門については、4月1日現在の配属先の区分とすること。

## 職種別、年齢別職員数に関する調 (05表)

本表は、01表職員数に関する調に記載した職員について別記第1「職種区分表」の職種区分による職種別及び年齢階層別の職員数(再任用職員及び勤務延長職員を含む。)を調査するものであること。この場合、職員の年齢は、令和3年4月1日現在の満年齢によること。

### (表頭区分)

- 1 「年齢」の「合計月数」の欄には、「職種」の欄に記載されている職員個々について、令和3年4月1日現在の年齢を月数に換算し（1月未満は切り捨てる。）、それを合算して記載すること。
- 2 「平均年齢」は、年数で記載し、10進法で計算すること。例えば、34歳6箇月は34.5と記載し、12進法による34.6とは記載しないこと。

### (表側区分)

- 3 「福祉職」に分類される職員は、保育士、児童指導員及び生活指導員など社会福祉の専門的知識・技術をもって、自己の判断に基づき独立して、訓練・介護等対人サービスを行う職務の職員をいい、社会福祉施設に勤務する会計事務職員、施設管理職員は該当せず、また、資格の有無に限らず、その職員の本務に着目して整理すること。
- 4 「消防職」に分類される職員は、消防本部や消防署に勤務する司令長、司令、司令補、消防士長、消防士等の階級で呼ばれる職員をいうものであり、消防本部から市長部局の建築課や防災課に人事異動で配属となった職員は「消防職」でなく「一般行政職」の欄に記載すること。
- 5 臨時職員については、その職種のいかんを問わず、「臨時職員」又は「特定地方独立行政法人臨時職員」の欄に記載すること。
- 6 兼務等については、01表の例（6頁の15）によること。
- 7 表頭及び表側欄の「再任用職員」及び「勤務延長職員」はいずれも再掲の数値を記載すること。

## 初任給基準に関する調 (県08表、市団町村09表)

本表は、初任給基準額及び昇給期間の短縮等の状況について調査するものであること。

### (表頭区分)

- 1 「初任給基準額」の欄には、条例又は人事委員会規則等により定められている額（明文の規定があるもののみ）を記載すること。
- 2 減額条例等により初任給月額が減額されている場合は、減額された初任給月額を記載すること。
- 3 「昇給期間短縮状況」の「短縮月数」の欄には、採用日と同日、採用後1年経過日及び採用後2年経過日において、昇給期間を短縮している月数（内規等による運用を含む。）を1年=12月=4号を基準にして算出し、記載すること。したがって、国の旧制度と同様の中級6短についても短縮期間として取り扱うこと。また、昇給期間の延伸をしている場合は、「短縮月数」の欄に△印で記載（-（マイナス）で入力）すること。なお、採用後1年経過日とは、例えば、4月1日の採用者の場合は翌年の4月1日をいうものであること。

この短縮月数の算出の具体例を示せば、次のとおりであること（延伸の場合には当てはまらない。）。

なお、具体例は新給料表（4分割）を基準としているため、4分割をしていない団体にあっては、算出にあたり注意すること。

- (1) 採用日と同日において、初任給基準額より4号給高くする場合の短縮月数は12月、8号給高くする場合の短縮月数は24月とするものであること。

(2) 採用後1年経過日及び採用後2年経過日における短縮月数の計算方法は次のとおりであること。  
なお、昇格がある場合の各経過日における号給は、昇格後の号給に対する直近下位の号給によるものとすること。

ア 採用後1年経過日

### ア 採用後1年経過日

(採用後1年経過日における号給 - 初任給基準額の号給 - 4) ÷ 4 × 12 + 1年経過日における号給の経過月数

## イ 採用後2年経過日

(採用後2年経過日における号給 - 初任給基準額の号給 - 8) ÷ 4 × 12 + 2年経過日における号給の経過月数

ウ 上記ア及びイの計算式において経過月数とは、採用後1年経過日又は採用後2年経過日（例えば、4月1日）における号給を発令された月（例えば、当年の1月1日）から当該各経過日までの月数（この場合は3月）をいうものであること。なお、経過日からみて過去12月内に昇給していない場合には、経過月数を0とすること。

エ 以上の具体例を示すと次のとおりである。

#### a 採用 1 年以内にのみ 3 月短縮を行う場合

令和3年 4年 5年 6年  
4／1 1／1 4／1 1／1 4／1 1／1  
1級5号給 → 1-9 → 1-13 → 1-17  
(採用)

(a) 採用後1年経過日（令和4年4月1日）における短縮月数

### 1年経過日における号給の経過月数

令和4年1月1日から令和4年4月1日まで=3月……②

①+②=3月

(b) 採用後2年経過日（令和5年4月1日）における短縮月数

## 2年経過日における号給の経過月数

令和5年1月1日から令和5年4月1日まで=3月……②

①+②= 3月

b 採用同日に4号昇給し、採用1年以内に6月短縮を2回行う場合

令和3年 4年 5年  
4／1 10／1 4／1 4／1  
1級5号給  
(採用)  
1級9号給 → 1-13 → 1-17 → 1-21  
(同日付けて4号昇給)

採用日と同日の短縮月数 B 欄は12月と記載  
の昇給後の額 C 欄は 1 級 9 号給の額を記載

- (a) 採用後1年経過日（令和4年4月1日）における短縮月数

### 1年経過日における号給の経過月数

令和4年4月1日から令和4年4月1日まで=0月……②

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} = 24\text{月}$$

- (b) 採用後2年経過日（令和5年4月1日）における短縮月数

## 2年経過日における号給の経過月数

令和5年4月1日から令和5年4月1日まで = 0月……②

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} = 24\text{月}$$

### c 採用1年以内に3月短縮、2年以内に3月短縮を行う場合

令和3年                  4年                  5年  
 4／1                  1／1                  4／1                  10／1                  4／1                  10／1  
 1級5号給 → 1-9 → 1-13 → 1-17  
 (採用)

- (a) 採用後1年経過日（令和4年4月1日）における短縮月数

## 1年経過日における号給の経過月数

令和4年1月1日から令和4年4月1日まで=3月……②

①+②= 3月

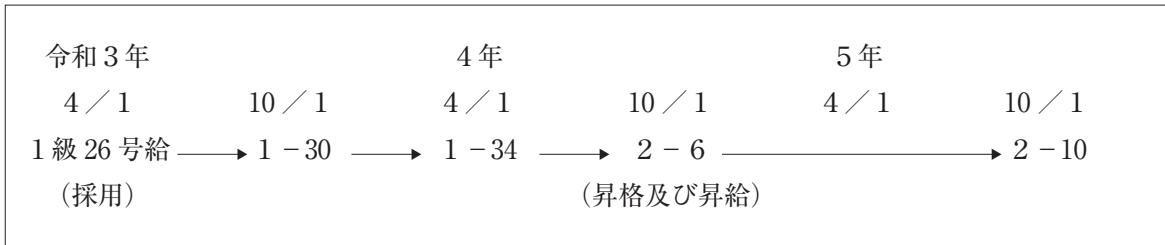
- (b) 採用後2年経過日（令和5年4月1日）における短縮月数

## 2年経過日における号給の経過月数

令和4年10月1日から令和5年4月1日まで = 6月……②

① + ② = 6 月

d 採用1年以内に6月短縮を2回、2年以内に6月短縮と昇格を行う場合



- (a) 採用後1年経過日（令和4年4月1日）における短縮月数

### 1年経過日における号給の経過月数

4年4月1日から4年4月1日まで=0月……………②

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} = 12\text{月}$$

- (b) 採用後2年経過日（令和5年4月1日）における短縮月数

2級6号給は昇格前の直近下位1級39号給とみなす。

## 2年経過日における号給の経過月数

令和4年10月1日から令和5年4月1日まで=6月……②

1

4 「採用日と同日」の「昇給後の額」の欄には、採用日と同日において昇給する場合には、その昇給後の給料月額を記載すること。なお、昇給しない場合は、初任給基準額（A 欄）をそのまま記載し、「短縮月数」の欄は空欄とすること。また、採用日と同日に昇給する場合は、短縮月数は、12の倍数となる。

(表側区分)

5 職種は、代表的な職種を抽出したものであり、当該職種について初任給基準を定めているもののみ（明文の規定がある場合のみ）を記載し、該当のないときは空欄とすること。

6 「学歴」の区分は、別記第2「学歴免許等資格区分表」(人事院規則9-8別表第3(同規則第13条関係)及び給実甲第326号別表イ甲表、ロ乙表)の基準学歴の区分によること。

7 「試験」とは人事委員会等の実施する競争試験をいうものであること。

なお、大学助手（助教）、小・中学校教諭、高等学校教諭、幼稚園教諭等の教育公務員の採用については、教育公務員特例法第3条及び第11条の規定によりすべて選考によるものとされているので注意すること。

8 「自動車運転手」、「守衛」及び「用務員」について、年齢等により初任給基準額に幅を設けている場合には、その最高額及び最低額をそれぞれ「最高」、「最低」の欄に記載すること。

なお、初任給基準額に幅を設けていない場合には、「最高」、「最低」の欄とも同額を記載すること。

9 薬剤師のように、4年大卒と6年大卒で基準額が異なる場合は、それらの平均値を記載すること。

## 職種別職員数及び給与額に関する調（12表）

本表は、01表職員数に関する調に記載した職員（寒冷地手当については、調査期日（令和3年4月1日）の直近の支給基準日（国の場合には令和3年3月1日）に在職する職員。期末手当、勤勉手当、任期付研究員業績手当及び特定任期付職員業績手当については、令和2年12月分の支給基準日（国の場合には令和2年12月1日）に在職する職員。）について、職種別に給料及び各種手当の支給職員数（再任用職員及び勤務延長職員を含む。）及び1人当たり支給月額（寒冷地手当、期末手当、勤勉手当、任期付研究員業績手当及び特定任期付職員業績手当については1人当たり支給年額）を調査するものであること。

なお、特定地方独立行政法人職員については、各種手當に相当する手當の支給職員数及び支給額を調査すること。

### （表頭区分）

- 1 給料及び各種手当（寒冷地手当、期末手当、勤勉手当、任期付研究員業績手当及び特定任期付職員業績手当を除く。）の「支給職員数」の欄には、給料及び各種手当を令和3年4月分として、本来支給すべき職員数（ただし、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当及び休日勤務手当については、4月実働職員数）を記載すること。
- 2 「給料」には、令和3年4月1日付けの昇格・昇給を反映するものとし、給料の調整額及び教職調整額並びに一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成17年法律第113号）の附則第11条に「俸給の切替えに伴う経過措置」として規定している差額分及び一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成26年法律第105号）附則第7条に「俸給の切替えに伴う経過措置」として規定している差額分（いわゆる現給保障分）を含めること。また、減額条例等により給料額等が減額されている場合は、減額された額を記載すること。
- 3 寒冷地手当、期末手当、勤勉手当、任期付研究員業績手当及び特定任期付職員業績手当の「支給職員数」の欄には、寒冷地手当にあっては、調査期日（令和3年4月1日）の直近の支給基準日（国の場合には令和3年3月1日）に在職する支給実職員数を、期末手当、勤勉手当、任期付研究員業績手当及び特定任期付職員業績手当にあっては、令和2年12月分の支給基準日（国の場合には令和2年12月1日）に在職する支給実職員数をそれぞれ記載すること。
- 4 「1人当たり支給月額」の欄には、各職員区分及び各職種区分に係る職員に対して、令和3年4月分として支給すべき給料及び各種手当の支給総額のそれぞれについて、当該支給総額に対応する「支給職員数」の欄に記載されている職員数で除して得た額（百円未満四捨五入）を記載すること。

また、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当及び休日勤務手当の支給総額にあっては4月実働分支給総額とし、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当、任期付研究員業績手当及び特定任期付職員業績手当の支給総額にあっては、令和2年度実支給年額（基準日に在職する者の支給年額の合算）とすること。給料及び各種手当（特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当、任期

付研究員業績手当及び特定任期付職員業績手当を除く。) の支給総額には、休職者、停職者等に対し、給料又は各種手当の減額等がなされている場合であってもその者に本来支給されるべき月額を含めるものであること。給料には給料の調整額及び教職調整額 (注) (いすれも当該団体の条例で規定されているものに限る。) を含み、特地勤務手当及びへき地手当にはこれらに準ずる手当を含むものであること。また、育児短時間勤務職員については、育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給与（本来支給されるべき給与）とすること。役職加算（再掲）は、期末手当及び勤勉手当の内書きとすること。したがって、支給年額は、期末手当・勤勉手当の合計額と、役職加算がないものとした場合の期末手当・勤勉手当の合計額の差額となるものであり、支給職員数は、期末手当・勤勉手当の支給職員数に計上された職員のうち、令和2年度中に役職加算の対象となった職員数を記載するものである。この場合、期末手当に係る役職加算職員数と勤勉手當に係るそれとが異なる場合は、いすれか多い方の数を記載すること。

なお、給料が日額で定められている職員の給料月額は、当該日額の21倍に相当する額を記入すること。

(注)

ア 給料の調整額

給与法第10条及び人事院規則9-6（俸給の調整額）に定める俸給の調整額に相当する額で月を単位として支給されるもの。

イ 教職調整額

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第3条に定める教職調整額に相当する額

5 通勤手当について複数月分一括支給の場合、4月分として支給すべき額（一括支給額を支給月数で除した額）を記入すること。

6 期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、任期付研究員業績手当及び特定任期付職員業績手当の職員数及び1人当たり支給年額については、支給基準日に在職する支給実職員数及び実支給年額を記載すること。

なお、派遣法に基づく公益法人への派遣職員及び分限休職により地方公社等へ派遣された職員で、実際にこれらの手当が支給されていない職員については職員数、支給年額に含めないこととする。

7 期末・勤勉手当の支給月数の改正による減額措置をした団体においては、実際に支給した期末・勤勉手当を記載すること。

(表側区分)

8 職種区分は、別記第1の職種区分によること。

(1) 「一般職員」の「計」、「一般行政職」、「技能労務職」、「臨時職員」、「再任用職員」及び「勤務延長職員」の各普通会計関係職員については(口)、(ハ)、(ヨ)、(フ)、(テ)及び(ア)の欄にそれぞれ口、ハ、ヨ、フ、テ及びアの欄の内書きとして記載すること。

(2) 「福祉職」の欄には、保育士、児童指導員及び生活指導員など社会福祉の専門的知識・技術をもつて、自己の判断に基づき独立して、訓練・介護等対人サービスを行う職務の職員を記載すること。

なお、社会福祉施設に勤務する会計事務職員、施設管理職員は「福祉職」に該当しない。また、資格の有無に限らず、その職員の本務に着目して整理すること。

(3) 「消防職」の欄には、消防本部や消防署に勤務する司令長、司令、司令補、消防士長、消防士等の階級で呼ばれる職員を記載すること。

なお、消防本部から市長部局の建築課や防災課に人事異動で配属となった職員は「消防職」ではなく「一般行政職」の欄に記載すること。

- (4) 「バス事業運転手」の欄には、地方公営企業法第2条第1項第4号の自動車運送事業の運転手を記載すること。
- (5) 「清掃職員」の欄には、清掃業務に従事する職員（し尿・ごみ収集の運転士を含む。）を記載すること。
- (6) 「学校給食員」の欄には、学校給食の業務（給食センターを含む。）に従事する職員（例えば給食調理員）を記載すること。
- (7) 「守衛」の欄には、俸給表の適用範囲（人事院規則9-2。以下「規則」という。）第2条第1号に規定する者に相当する職員を記載すること。
- (8) 「用務員」の欄には、規則第2条第2号に規定する者に相当する職員（学校用務員を含む。）を記載すること。
- (9) 「自動車運転手」の欄には、規則第2条第3号に規定する者に相当する職員を記載すること。
- (10) 「電話交換手」の欄には、規則第2条第6号に規定する者に相当する職員を記載すること。
- (11) 「その他」の欄には、技能労務職のうち、上記（5）から（10）までの区分のいずれにも該当しない者又は上記の区分により難い者を全て記載すること。
- (12) 「バス事業運転手」から「その他」の欄については、「企業職」又は「技能労務職」の欄の内書きであることから、「一般職員」の「計（ハ～ヰの計）」の欄には計上しないこと。
- (13) 「再任用職員」及び「勤務延長職員」の欄は、再掲の数値を記載すること。  
なお、特定地方独立行政法人に勤務する「再任用職員」及び「勤務延長職員」を含むものであること。
- (14) 特定任期付職員以外の任期付職員については、勤務の実態に応じて区分すること。

経験年数別、学歴別職員数及び給料月額に関する調（県14～18表、31～37表、40表、41表

指14～17表、31～37表、40表、41表

市町村14～16表、31～37表、40表、41表)

1 本表は、12表職種別職員数及び給与額に関する調の職種のうち、一般行政職、技能労務職、高等学校教育職、小・中学校教育職及び警察職について、経験年数別、学歴別の職員数及び給料月額を調査するものであること。ただし、再任用職員は学歴区分によらないでまとめて記載すること。したがって、原則として職種の区分は12表と一致するものであるが、12表の高等学校教育職又は小・中学校教育職の区分に、特別支援学校、各種学校（専修学校を含む。）又は幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教員が含まれている場合はこれを除くこと。

なお、技能労務職については、その内訳として、清掃職員、学校給食員、守衛、用務員、自動車運転手、電話交換手、その他技能労務職に区分して記載すること。

また、40表、41表は、令和2年度の給与改定等において令和2年度限りの措置として給料加算（以下「令和2年度における単年度加算措置」という。）を実施している団体のみ記載すること。ただし、令和

3年度に給料表の切り替えが予定されているため、令和2年度における単年度加算措置を行う場合を除くものであること。

2 学歴（給与決定上の学歴）の区分は次によること。

「給与決定上の学歴」は、その職員の給与の決定の基礎として用いた学歴免許等の資格に基づいて記入すること。

【給与決定上の学歴】は、職員の実際の最終学歴と異なる場合があるので次の点に注意すること。

- (1) 人事院規則9-8（初任給・昇格・昇給等の基準）第13条第2項第1号及び第2号（初任給基準表の試験欄の「正規の試験」）の例により採用された職員については、その試験に定められている基準学歴より下位の学歴免許等の資格しか有しない者でも、当該試験の基準学歴による。ただし、修学年数差を号給加算された場合は、その加算された修学年数の基準学歴による（例えば、短大2卒の者が高校卒を基準とする初級試験に合格して採用され、初任給を高校卒の者より1号給でも上位に決定された場合の学歴区分は短大卒とする。）。
- (2) 同規則第16条（下位の区分を適応する方が有利な場合）の例により、号給が決定された者については、その号給決定の基礎となった当該下位の基準学歴による。
- (3) 同規則第43条（上位資格の取得等）の例により、号給を決定された者については、その号給決定の基礎となった基準学歴による（例えば、初級試験により採用された者が在職中に上級試験に合格し、それに基づいて昇格、昇給した場合等）。
- (4) 人事院規則9-8-69（人事院規則9-8（初任給、昇格、昇級等の基準）の一部を改正する人事院規則（平成21年5月））による改正前の規則別表第2「級別資格基準表」の備考（行政職俸給表（一）については無線従事者、行政職俸給表（二）については自動車運転手、建設機械操作手等）又は給実甲第326号（同規則の運用について）別表「乙表」（船員及び教育公務員）の例により、号給を決定された者については、その特別の定めによる基準学歴による。

3 「平均給料月額」の欄には、経験年数別・学歴別に区分された職員が令和3年4月分として受けるべき給料について、それぞれの平均給料月額を記載すること。

この場合の平均給料月額は、当該給料月額総額（給料の調整額及び教職調整額を含む。）に対応する「職員数」の欄に記載されている職員数で除して得た額（百円未満四捨五入）とするものであること。

なお、上記1により40表、41表を記載することとなる団体にあっては、令和2年度における単年度加算措置が令和3年4月1日においても継続しているものとみなして、経験年数別・学歴別に区分された一般行政職、技能労務職の職員が令和3年4月分として受けるべき給料に令和2年度における単年度加算措置の額を加えたものについて、それぞれの平均給料月額を記載すること。

4 経験年数は、令和3年4月1日現在における経験年数によること。

なお、「合計月数」の欄には、年数でなく月数を記載し、「平均月数」の欄には、「合計月数」を「合計職員数」で除した10進法による年月数（例えば、14年6箇月は14.5）を記載し、12進法による年月数（14.6）を記載しないこと。

5 経験年数は、次の方法により算出すること。なお、この経験年数を算出する際には、当該団体の基準によることなく、必ず本調査の基準によること。

- (1) 本調査の経験年数は、職員の実際の勤続年数とは異なる場合が多いので、以下により正確に記載すること。

(2) 経験年数は基本的に「給与決定上の学歴」の基礎となった学歴免許等の資格取得後から令和3年4月1日までを計算し、記載すること。

(3) 「給与決定上の学歴の基礎となった学歴」取得後採用までの間に、民間企業等における在職期間、その他の期間を有するものについては、それらの期間について、別記第3「経験年数換算表」(人事院規則9-8別表第4)及び給実甲第326号(同規則の運用について)第15条の2関係の例によって換算し、当該換算後の経験月数を採用後の経験月数(勤続年数)に加えた経験年数によること。

(4) 経験年数の計算には次のような例外があるので注意すること。

ア 医師、歯科医師、薬剤師、栄養士等のように「初任給基準表」の備考において、経験年数が免許を取得した時以降に限られているものはその経験年数によること。

(人事院規則9-8第15条の2第3項、給実甲第326号第15条の2関係等)

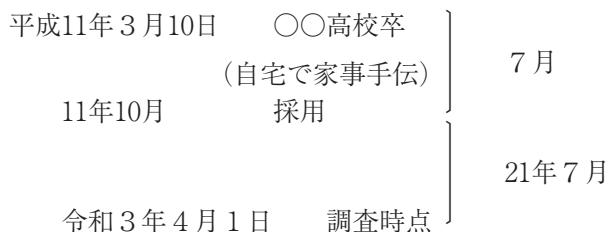
イ 自動車運転手等の免許所有職員については、「初任給基準表」の備考及び給実甲第327号(免許所有職員等の経験年数)により、特に免許取得前の年数の加算が認められるので、これらの免許所有職員は、その加算された経験年数によること。

ウ 「給与決定上の学歴」(基準学歴)と「給与決定上の学歴の基礎となった学歴」の基準修学年数が異なる場合は、別記第4「経験年数調整表」(人事院規則9-8別表第5)による調整後の経験年数による。なお、この場合調整後の経験年数がマイナスとなる場合は、経験年数は、「0」とする。

例えば、准看護師学校(養成所)を卒業した者は、給与決定上の学歴は「高卒」であるが、給与決定上の学歴の基礎となった学歴は「高校2卒」であるから、実際の経験年数から1年を控除した年数がここでいう経験年数になる。

(5) 経験年数算出の具体例を示すと次のとおりである。

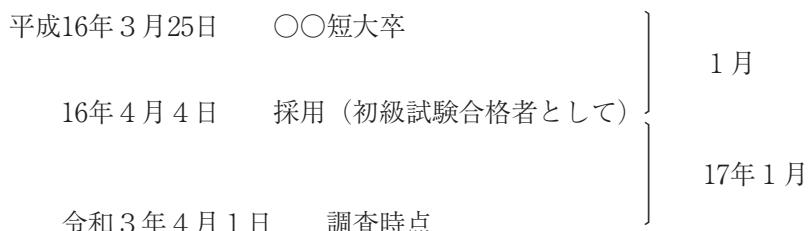
a 高校卒業後他に就職することなく採用された場合



給与決定上の学歴 高校卒

$$\text{経験年数 } 7\text{月} \times \frac{25}{100} + 21\text{年}7\text{月} = 21\text{年}9\text{月}$$

b 短大卒業者が初級試験に合格し採用された場合



給与決定上の学歴 短大卒  
経験年数 1月 ×  $\frac{25}{100}$  + 17年1月 = 17年2月

c 初級採用者が、途中で上級試験に合格した場合

(a) 給料の変更を行わなかった場合

平成16年3月10日 ○○高校卒  
16年4月1日 採用 } 1月  
平成24年3月15日 上級試験合格 } 8年  
(給料の変更を行わない) } 9年1月  
令和3年4月1日 調査時点

給与決定上の学歴 高校卒  
経験年数 1月 ×  $\frac{25}{100}$  + 8年 + 9年1月 = 17年2月

(b) 給料の変更を行った場合

平成21年3月10日 ○○高校卒  
21年4月1日 採用 } 1月  
26年3月31日 上級試験合格 } 5年  
26年4月1日 上級職として採用 } 7年1月  
令和3年4月1日 調査時点

給与決定上の学歴 大学卒  
経験年数 7年1月

d 採用前に前歴がある場合

○○年○月 中学卒 ] A 自宅 (別記第3の4の(3))  
○月 ○○株式会社入社 ] B その他の期間 (別記第3の2の(2))  
○○年○月 同社退社 ]

同月 ○○省採用	C その種類が類似する職務（別記第3の1の（1）） D 自宅（別記第3の4の（3）） E その経験が役に立つと認められる職務 (別記第3の2の（1）)
○○年○月 同省退職	
○○年○月 ○○会社入社	
○○年○月 同社退社	
同月 ○○町職員となる	F
令和3年4月1日 調査時点	

給与決定上の学歴 中学卒

$$\text{経験年数 } (A \times \frac{25}{100}) + (B \times \frac{80}{100}) + (C \times \frac{100}{100}) + (D \times \frac{25}{100}) + (E \times \frac{100}{100}) + F$$

e 自動車運転手の場合

○○年○月 高校卒	A 自宅 B 助手（給実甲第327号） C 運転手（別記第3の2の（1））
○月 ○○運送株式会社入社	
○○年○月 自動車運転免許取得	
○○年○月 ○○運送株式会社退社	
同月 ○○市職員（自動車運転手）	D
令和3年4月1日 調査時点	

給与決定上の学歴 高校卒

$$\text{経験年数 } (A \times \frac{25}{100}) + (B \times \frac{100}{100}) + (C \times \frac{100}{100}) + D$$

6 31～37表は、15表（その2 技能労務職）の内訳になっているので、31～37表の各学歴別、年数区分の給料月額総額の合計及び職員数の合計が15表の該当給料月額及び職員数と一致すること。

年齢別、学歴別職員数及び給料月額に関する調（27～28表）

- 1 本表は、05表職種別、年齢別職員数に関する調の職種のうち、一般行政職及び技能労務職について、年齢別、学歴別の職員数及び給料月額を調査するものであること。ただし、再任用職員は学歴区分によらないで一括記載すること。したがって、職種の区分は05表と一致するものであること。
- 2 表頭の年齢区分は、令和3年4月1日現在の満年齢によること。

- 3 区分毎の職員数及び平均給料月額の合計は、「経験年数別、学歴別職員数及び給料月額に関する調」(14～15表)と一致すること。
- 4 年齢の「合計月数」は職員の年齢を月数に換算し（1月未満は切り捨てる。）、それを合算して記載し、「平均年齢」の欄には、「合計月数」を「合計職員数」で除した10進法による年数を記載すること。

#### 年齢別、学歴別職員数及び給与月額に関する調（38～39表）

- 1 本表は、05表職種別、年齢別職員数に関する調の職種のうち、一般行政職及び技能労務職について、年齢別、学歴別の職員数及び給与月額を調査するものであること。ただし、再任用職員は学歴区分によらないで一括記載すること。したがって、職種の区分は05表と一致するものであること。
- 2 表頭の年齢区分は、令和3年4月1日現在の満年齢によること。
- 3 本表の各年齢別、学歴別職員数は、27～28表「年齢別、学歴別職員数及び給料月額に関する調」の職員数と一致すること。
- 4 「平均給与月額」の欄には、年齢別・学歴別に区分された職員が令和3年4月分として受けるべき給料及び各種手当の合計額について、それぞれ記載すること。  
この場合の平均給与月額は、給料月額総額（給料の調整額及び教職調整額を含む。）に各種手当の支給総額を加えた当該給与月額総額に対応する「職員数」の欄に記載されている職員数で除して得た額（百円未満四捨五入）とすること。  
また、平均給与月額に含める各種手当は、12表職種別職員数及び給与額に関する調の「扶養手当」から「休日勤務手当」までの手当（寒冷地手当、期末手当、勤勉手当、任期付研究員業績手当及び特定任期付職員業績手当を除く。）とすること。
- 5 年齢の「合計月額」は職員の年齢を月数に換算し（1月未満は切り捨てる。）、それを合算して記載し、「平均年齢」の欄には、「合計月数」を「合計職員数」で除した10進法による年数を記載すること。

#### 職員区別、学歴別、年齢別採用職員数に関する調（19表）

本表は、令和3年4月1日及び令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間に採用した一般職に属する常勤の職員について学歴別・年齢別の採用者数を調査するものであること。ただし、臨時職員及び再任用職員は、本表では調査対象外とし採用者に含めないこと。また、産休代替職員等も採用者に含めないこと。

なお、採用者とは、次のとおりとする。

- ・当該団体等に正規の職員として採用された者をいい、団体等内部における異動による採用は、任命権者を異にする場合でも採用者に含めない。
- ・県費負担教職員と当該都道府県職員との異動又は県費負担教職員としての同一都道府県内の市町村間の異動による場合も採用者には含めない。
- ・臨時職員を正規の職員として採用した場合には、採用者に含める。

- ・国、都道府県又は市区町村間の割愛人事による採用は、採用者に含める。
- ・地方独立行政法人法第59条第1項による職員の引き継ぎについては、採用者に含めない。
- ・令和2年度に採用し、年度内に退職した者については、採用者に含める。

(表頭区分)

- 1 「一般職員」とは、「教育公務員」、「警察官」及び「特定地方独立行政法人職員」のいずれにも該当しない職員をいうものであること。
- 2 「一般職員のうち技能労務職員」とは、一般職員のうち、別記第1の(12)技能労務職をいうものであること。
- 3 「教育公務員」とは、01表の「学校関係」の「教育公務員」の職員をいうものであること。したがって、「学校以外の教育関係」の欄のうちの「教育公務員」は、「一般職員」に含めること。
- 4 「警察官」とは、01表の「警察官」をいうものであること。
- 5 「特定地方独立行政法人職員」とは01表の「特定地方独立行政法人職員」をいうものであること。
- 6 学歴の区分は、別記第2の基準学歴の区分によること。したがって、学歴の区分は給与決定上の学歴であって、採用された職員の最終学歴ではないことに注意すること。
- 7 「うち試験採用」の欄には、正規の試験(08、09表初任給基準に関する調の「試験」の項に記載されている初任給基準で職員を採用する場合の試験をいう。)により採用された者の数を内書きとして記載すること。

(表側区分)

- 8 年齢区分は、採用時の満年齢によること。なお、別記第2中「1 大学卒」の「六 大学4卒」の(15)の該当者で21歳の者、「3 高校卒」の「三 高校2卒」の(1)該当者で17歳の者等は、斜線の上に記載すること。

退職事由別、年齢別退職者数及び退職手当額に関する調(図20~24表、29~30表、

指市町村20~21表、23~24表、29~30表)

本表は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間に退職した一般職に属する職員で、「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(案)(平成26年総行給第87号)」による改正後の「職員の退職手当に関する条例(案)(昭28自丙行発第49号)」(以下「条例(案)」という。)の適用の対象となるべき職員(以下「条例(案)適用職員」という。)について、退職者数及び退職手当額を職員区分別、退職事由別、年齢別に調査するものであること。したがって、条例(案)の適用を受ける臨時的任用職員及び昭和37年改正条例(案)附則第5項適用者(以下本表中では「附則第5項適用者」という。)を含むものであること。ただし、会計年度任用職員は除くものであること。

なお、「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(案)(平成18年総行給第5号)」による改正を行っていない団体については、改正後の条例(案)による退職事由により区分すること。

また、企業職員、技能労務職員及び特定地方独立行政法人職員についても、条例(案)適用職員の例により調査するものであること。

退職者とは、次のとおりとする。

- ・当該団体等から退職した者をいい、団体等内部における異動による退職は、任命権者を異にする場合でも退職者に含めない。
- ・県費負担教職員と当該都道府県職員との異動又は県費負担教職員としての同一都道府県内の市町村間の異動による場合も退職者には含めない。
- ・国、都道府県又は市区町村間の割愛人事による退職は、退職者に含める。
- ・地方独立行政法人法第59条第1項による職員の引き継ぎについては、退職者に含めない。
- ・令和2年度に採用し、年度内に退職した者については、退職者に含める。
- ・退職手当の一時差し止めを受けている職員は、本表の調査対象職員から除かれるが、調査日現在で、処分が取り消され退職手当が支給されたとき又は起訴され退職手当が支給されなくなったときに本表の調査対象職員となる。
- ・令和2年4月2日～令和3年4月1日に合併した団体においては、令和2年4月1日に合併が行われていたものとして取り扱う（合併前団体の退職者を合算する）。また、編入された団体の職員については、旧団体を退職後、編入する団体の採用となるが、その場合は退職者には含めない。新設合併における旧団体の職員も同様の扱いとする。
- ・職員区分の「教育公務員」、「警察官」及び「特定地方独立行政法人職員」とは、調査要領の19表3から5までにいう教育公務員、警察官及び特定地方独立行政法人職員と同じ者であること。「一般職員」とは、「教育公務員」、「警察官」及び「特定地方独立行政法人職員」以外の職員をいうものであること。したがって、条例（案）の適用を受ける臨時職員及び附則第5項適用者（特定地方独立行政法人に勤務する職員を除く。）は、「一般職員」に含まれ、「教育公務員」及び「警察官」には含まれないものであること。

各団体の条例で規定がない場合でも、条例（案）の適用の対象となるべき職員については該当区分に記載すること。

本表は千円単位であるので注意すること。

(表頭区分)

- 1 退職事由別の区分は、条例（案）に定める区分によること。
- 2 条例（案）第12条第1項、第14条第1項若しくは第2項又は第19条の規定により退職手当の全部が支給されなかった者の人数については、「手当を支給されない者」欄の各該当区分に、人数を記載すること。
- 3 「手当の一部の支給制限規定該当者」欄には、条例（案）第12条第1項、第14条第1項若しくは第2項又は第19条の規定により退職手当の一部が支給されなかった者の人数を記載すること。  
なお、この欄の数値は「(条例（案）第3条)」、「(条例（案）第4条)」又は「(条例（案）第5条)」のいずれかの内書きとなること。
- 4 「手当の基本額の最高限度制限規定該当者」欄には、条例（案）第3条～第5条の支給割合によった場合、条例（案）第6条の規定（退職手当の基本額の最高限度額）に該当する者について計上する。  
なお、この欄の数値は「(条例（案）第3条)」、「(条例（案）第4条)」又は「(条例（案）第5条)」のいずれかの内書きとなること。
- 5 「条例（案）第5条の3」欄には、「条例（案）第4条（勤続11年以上25年未満の応募認定退職）」及び「条例（案）第5条（勤続25年以上の応募認定退職）」該当者のうち条例（案）第5条の3の規定に該当する者について再掲すること。

6 「手当総額」欄には、当該団体の条例（団体が加入する退職手当組合の条例を含む。以下同じ。）等に基づき退職者に支給された退職手当の総額（千円未満四捨五入）を退職事由別、年齢別に記載することとし、退職手当の基本額に退職手当の調整額を加えた額とする。

なお、調査日現在未支給のものにあっても、条例に基づく退職手当が支給されたものとして含めること。

7 「定年退職・その他」欄は定年退職者等を記載すること。

8 「(定年退職－再掲)」欄は条例（案）第3条、条例（案）第4条及び条例（案）第5条の規定に該当する者のうち定年退職者について記載すること（30表関係）。

9 旧条例（案）による勧奨退職については「応募認定退職」に記載すること。

(表側区分)

10 年齢区分は、退職時の満年齢によること。

11 区分の「産休等代替教員」は次によること。

「産休等代替教員」とは退職手当が支給された代替教員（産前産後休暇、育児休業、病気休暇等による代替教員）すべてをいうこと。「産休等代替教員」の欄の数値は、01行「合計」の内数となること。

#### 特別職に属する職員等の定数及び給料（報酬）額に関する調（県<sup>25</sup>表、市<sup>26</sup>町<sup>26</sup>村<sup>26</sup>表）

1 本表は、特別職に属する職及び特定地方独立行政法人の役員について、定数及び1人当たり給料（報酬）額を調査するものであること。したがって、欠員の場合も調査対象となるので特に留意すること。

2 「1人当たり給料（報酬）額」の欄には、条例で定めた1人当たりの支給額（百円単位）を記載すること。「出席1回当たり」と定めている場合には、日額で定めているものとすること。

なお、同一の欄に属する者について、給料（報酬）の額を異にするものがあるときは、その平均額を記載すること。また、地方公共団体において複数の特定地方独立行政法人を設立している場合は、年額、月額及び日額（併給されている場合の区分を含む。）の区別にそれぞれの額を平均したものとすること。

3 財政状況等の理由による減額条例等により給料（報酬）額が減額されている場合は、「初任給基準に関する調」と同様、減額された給料（報酬）額を記載すること。

4 本表は百円単位であるので注意すること。

5 給料（報酬）の「適用年月日」の欄には、現行の給料（報酬）額が支給されることとなった年月日を記載すること。

6 教育委員会等を共同設置する市町村においては事務局の所在する団体で記入すること。

#### 給料表別、級号給別職員数及び給料月額に関する調（附表）

1 本表は、都道府県及び指定都市が記載すること。

2 本表は、当該団体の条例等により制定されている給料表のうち、技能労務職、高等学校教育職、小・

中学校教育職、警察職及び福祉職（福祉職については、一般行政職給料表を用いている場合は、一般行政職給料表のうち適用する給料表の範囲と、福祉職のみの在職状況を記入すること）の職員が適用を受ける給料表（一般行政職給料表を用いている場合は、一般行政職給料表のうち適用する範囲を記入すること）について、職員数（再任用職員を除く。）及び給料月額を調査することである。

- 3 「級」、「号給」及び「給料月額」の欄は、条例又は規則に定められているものを記載すること。
- 4 紙面の初号に達しない給料月額を受ける職員があるときは、当該職員の給料月額及びその職員数を初号の欄の一段上の欄に段階ごとに記載すること。この場合において各級の初号の欄はそろえること。
- 5 最高号給を超える給料月額を受ける職員については、当該職員の給料月額及びその職員数を最高号給の欄の一段下の欄に段階ごとに記載すること。
- 6 技能労務職給料表について2つ以上の異なった給料表があるときは、その全てについて別々に記載すること。
- 7 「職員数」の欄には令和3年4月1日現在に当該級号給に格付されている職員数を記載すること。
- 8 所定の様式（「附表1」から「附表4」）で記載できない場合は、「附表5」の様式を使用すること。

#### 個人別表記入要領

- 1 本表は、14～15表「経験年数別、学歴別職員数及び給料月額に関する調」及び27～28表「年齢別、学歴別職員数及び給料月額に関する調」の基礎資料とするため、令和3年4月1日現在に在職する一般行政職、技能労務職の職員について、必要に応じ個人ごとに記載すること。
- 2 職種区分は、別記第1の区分により記載すること。
- 3 給与決定上の学歴は、当該職員の給料を決定する上で基礎となった学歴を、別記第2の基準学歴区分により記載すること。
- 4 経験年数階層区分は、14～15表の表頭区分（1年未満、1年以上2年未満、～）の別を記載すること。
- 5 年齢階層区分は、27～28表の表頭区分（18歳未満、18・19歳、～）の別を記載すること。
- 6 年齢は、令和3年4月1日現在における当該職員の満年齢を12進法により記載すること。
- 7 経験年数は次により掲載すること。
  - (1) 前歴分は、「給与決定上の学歴の基礎となった学歴」を取得した後、採用までの間に民間企業等における在職期間、その他の期間を有する者について、それらの期間を別記第3及び給実甲第326号第15条の2関係の例によって換算した年月数を記載すること。
  - (2) 在職年数は、当該団体に採用された日から、令和3年4月1日までの年月数を記載すること。
  - (3) 調整年数は、次のような場合の年月数を記載すること。（16頁5（4））
    - ア 「給与決定上の学歴」（基準学歴）と「給与決定上の学歴の基礎となった学歴」の基準修学年数が異なる場合は、別記第4により、調整すべき年数を記載すること。
    - イ 自動車運転手等の免許所有職員については、「初任給基準表」の備考及び給実甲第327号（免許所有職員等の経験年数）により、特に免許取得前の年数の加算が認められているので、これらの免許所有職員は、この加算される年月数を記載されること。
  - (4) 年月数を記載する場合には、12進法による年月数（例えば、14年6箇月は「14.6」）を記載し、

10進法による年月数（14.5）を記載しないこと。

8 級料の級号給は、令和3年4月1日現在における当該職員の級号給を記載すること。

なお（ ）には、適用給料表の名称を略記（例えば、行政職給料表であれば（行）と、技能労務職給料表であれば（技）等）とすること。

9 級料月額等は、当該職員が令和3年4月分として受けるべき給料及び給料の調整額を記載すること。

10 「給与決定上の学歴の基礎となった学歴」は、当該職員の給料を決定する時点において基礎となった学歴（例えば、大学4卒、高校3卒、中学卒等）を別記第2の学歴区分により記載すること。

**別記第1**

(1) 一般行政職	(2)以下のいずれにも該当しない職員
(2) 税務職	国の税務職俸給表の適用を受ける者に相当する職員（企業職の職員を除く。）
(3) 海事職（一）	国の海事職俸給表(一)の適用を受ける者に相当する職員（企業職の職員を除く。）
(4) 海事職（二）	国の海事職俸給表(二)の適用を受ける者に相当する職員（企業職の職員を除く。）
(5) 研究職	国の研究職俸給表の適用を受ける者に相当する職員（企業職の職員を除く。）
(6) 医師・歯科医師職	国の医療職俸給表(一)の適用を受ける者に相当する職員（企業職の職員を除く。）
(7) 薬剤師・医療技術職	国の医療職俸給表(二)の適用を受ける者に相当する職員及び獣医師（獣医師としての資格を有し、保健所、家畜保健衛生所等において現実に獣医師としての本来の業務に従事している職員に限る。）（企業職の職員を除く。）
(8) 看護・保健職	国の医療職俸給表(三)の適用を受ける者に相当する職員（企業職の職員を除く。）
(9) 福祉職	国の福祉職俸給表の適用を受ける者に相当する職員（企業職の職員を除く。）
(10) 消防職	消防吏員及び常勤の消防団員
(11) 企業職	地方公営企業等の労働関係に関する法律第3条第4号に規定する職員
(12) 技能労務職	国の行政職俸給表(二)の適用を受ける者に相当する職員（企業職の職員を除く。）
(13) 第一号任期付研究員	一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(以下「任期付研究員法」という。) 第6条第1項に規定する俸給表の適用を受ける者に相当する職員
(14) 第二号任期付研究員	任期付研究員法第6条第2項に規定する俸給表の適用を受ける者に相当する職員
(15) 特定期付職員	一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律第7条第1項に規定する俸給表の適用を受ける者に相当する職員
(16) 大学（短期大学）教育職	国の教育職俸給表(一)の適用を受ける者に相当する職員したがって、一般職員のうちの教務職員（昭和32年人事院指令9-56第1項第1号に規

	定する者に準ずる職員) が含まれるものであること。
(17) 高等(特別支援・専修・各種)学校教育職	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)第1条の規定による改正前的一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「旧給与法」という。)別表第6の教育職俸給表(二)の適用を受ける者(人事院規則9-2-48による改正前の人事院規則9-2(以下「旧規則」という。)第9条第2号及び第3号に規定する者を除く。)に相当する職員及び特殊学校・専修学校・各種学校に勤務する職員で教育に従事することを本務とする職員
(18) 小・中学校(幼稚園)教育職	旧給与法別表第6の教育職俸給表(三)の適用を受ける者に相当する職員(枠外教員を含む。)(特別支援学校で教育に従事する職員を除く。)
(19) 高等専門学校教育職	国の教育職俸給表(二)の適用を受ける者(旧規則9-2第10条の2第1号に規定する者に限る。)に相当する職員
(20) その他の教育職	教育公務員特例法第2条第5項に規定する指導主事(充て指導主事を除く。)及び社会教育主事
(21) 警察職	国の公安職俸給表(一)の適用を受ける者に相当する職員
(22) 臨時職員	調査要領4頁01表5に規定する臨時職員に該当する職員
(23) 特定地方独立行政法人職員	地方独立行政法人法第2条第2項に定める特定地方独立行政法人に勤務する職員((24)に該当する職員を除く。)
(24) 特定地方独立行政法人臨時職員	(23)の特定地方独立行政法人に勤務する職員のうち調査要領4頁01表5に規定する臨時職員に該当する職員

(注) 職種区分は、職員(臨時職員を除く。)の現実の勤務の実態に応じ、本表右欄に該当する職員については、それぞれの左欄の職種の区分によること。したがって、例えば、税務職に該当する職員が税務職給料表を用いず、一般行政職給料表の適用を受けている場合であっても、本表の作成に当たっては、税務職として記載すること。

## ■ 主な用語解説（50音）

「一般行政職」…「一般職員」のうち、税務職、医師・歯科医師職、看護・保健職、福祉職、消防職、企業職、技能労務職等のいずれにも該当しない職員である。

「一般職員」…「教育公務員」、「警察官」、「臨時職員」、「特定地方独立行政法人職員」及び「特定地方独立行政法人臨時職員」に該当する職員以外の常勤の職員である。

「技能労務職員」…国の行政職俸給表（二）の適用を受ける者に相当する職員（清掃職員、学校給食員、守衛、用務員、自動車運転手等）である（企業職を除く）。

「教育公務員」…教育公務員特例法第2条第1項に規定する教育公務員のうち、常勤の職員（公立学校の学長、校長（園長を含む。）、教員及び部局長並びに教育委員会の専門的教育職員）及び同法施行令第9条から第11条までに規定する常勤の職員（公立大学の助手、公立大学以外の公立学校の助手、実習助手、寄宿舎指導員並びに公立の専修・各種学校の校長及び教員）である。

「警察職」…警察法第56条第2項に規定する地方警察職員のうち、警察官である常勤の職員である。

「諸手当月額」…月ごとに支払われることとされている扶養手当、地域手当、住居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当等の諸手当の額を合計したものである。

「平均給与月額」…給料月額と諸手当の諸手当月額を合計したものである。

「平均給料月額」…4月1日現在における職員の基本給の平均である（給料の調整額及び教職調整額を含む）。

「ラスパイレス指数」…全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

## ■ 各種手当の解説（50音順）

地方公務員に支給することができる手当は、地方自治法第204条第2項に列挙されており、手当の額や支給方法は、各地方公共団体の条例等で定めることとされている。

「管理職手当」…管理又は監督の地位にある一定範囲の職員に対して、その職務ないし勤務形態の特殊性にかんがみて支給される手当である。

「管理職員特別勤務手当」…管理又は監督の地位にある一定範囲の職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日、国民の祝日にに関する法律に規定する休日、年末年始の休日等に勤務した場

合に支給される手当である。

「寒冷地手当」…寒冷積雪の度合の厳しい地域に勤務する職員に対して支給される手当である。

「期末手当」…民間における賞与等の特別給に見合う手当として支給される手当である。6月1日と12月1日を基準とし、それぞれの基準日において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額（管理・監督の地位にある職員の一部にあっては、その職責に応じ給料月額に一定の割合を乗じて得た加算額）に一定の割合を乗じて得た額に、それぞれの基準日前3ヶ月以内（基準日が12月1日であるときは6ヶ月以内）の期間におけるその職員の在職期間の区分に応じて一定の割合を乗じて得た額が支給される。

「休日勤務手当」…国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始の休日において正規の勤務時間中に勤務を命じられて勤務した職員に対して支給される手当である。

「勤勉手当」…民間における賞与に類似したものであり、一定期間における職員の勤務成績に対する報償的意図を持つ手当である。6月1日と12月1日を基準とし、それぞれの基準日において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（管理・監督の地位にある職員の一部にあっては、その職責に応じ給料月額に一定の割合を乗じて得た加算額）に、それぞれの職員の勤務期間に応じて定められた割合に成績に応じて定められた割合を乗じて得た額が支給される。

「義務教育等教員特別手当」…義務教育諸学校の教育職員の給与について必要な優遇措置を講じ、優れた人材を確保し、もって学校教育の水準の維持向上に資することを目的として支給される手当である。

「産業教育手当」…高等学校における農業、水産、工業、電波又は商船に係る産業教育の特殊性にかんがみ、産業振興のため、公立の高等学校のこれらの教育に従事する教員及び実習助手に支給される手当である。

「宿日直手当」…正規の勤務時間以外の時間、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始の休日等において、本来の勤務に従事しないで行う業務（宿日直勤務）に対して支給される手当である。その勤務形態としては、監視又は断続的業務としての性格を有する勤務、医師の当直勤務等が挙げられる。

「初任給調整手当」…専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員補充が困難である等の事情が考慮される職に新たに採用される職員に支給される手当であり、現在主に支給される職種は、医師・歯科医師である。

「時間外勤務手当」…正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた職員に支給される手当である。

「住居手当」…借家・借間に居住する職員及び単身赴任手当受給者であって、配偶者が借家・借間に居住する職員に支給される手当である。

「退職手当」…職員が退職した場合に、一時金としてその者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給される手当で、民間企業における退職金に相当するものである。退職手当の額は、その者の退職の日における給料月額を基礎として、その退職事由及び勤続期間に応じた一定の割合を乗じて得た額が支給される。

「単身赴任手当」…異動又は公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他のやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、通勤が困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に支給される手当である。

「地域手当」…地域の民間賃金水準を公務員給与に適切に反映するため、平成18年度より、これまでの調整手当に代えて、物価等も踏まえつつ、主に民間賃金の高い地域に勤務する職員に支給される手当である。

「通勤手当」…通勤のため、交通機関や自動車等を利用している職員に支給される手当である。

「定時制通信教育手当」…高等学校の校長及び教員のうち、定時制教育又は通信制の課程に携わる者の職務の複雑性・困難性にかんがみ支給される手当である。

「特殊勤務手当」…著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とするが、その特殊性を給料で考慮することが適當ではないと認められるものに従事する職員に、その勤務の特殊性に応じて支給される手当である。国家公務員においては、高所作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当、夜間看護等手当等が特殊勤務手当として支給されている。

「特地勤務手当」…離島その他の生活の著しく不便な地に勤務のために移転する職員に対して支給される手当である。

「農林漁業普及指導手当」…都道府県において協同農業普及事業に従事する普及指導員の職務の特殊性にかんがみて支給される手当である。

「扶養手当」…扶養親族を有する職員に対して支給される手当である。扶養親族の範囲は、他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている配偶者、満22歳未満の子、孫及び弟妹、満60歳以上の父母及び祖父母並びに心身に障害を有する者に限られている。

「へき地手当」…文部科学省令で定める基準に従い各地方公共団体の条例で指定するへき地学校並びにこれに準ずる学校及び共同調理場に勤務する教職員に対して支給される手当である。

「夜間勤務手当」…正規の勤務時間が深夜にわたる職員に対し、その深夜の勤務に対する割増賃金として支給される手当である。

